平成２４年（フ）第９３０号
大阪府羽曳野市向野２丁目７番305号
債務者　松嶋　昭一
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０２９号
大阪府高石市西取石７丁目１番６号
債務者　ダーツバーサンディエゴこと　金井　重夫
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１４０号
堺市中区深井水池町3284番地フジパレス水池101号
債務者　大谷　良實
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１４２号
大阪府柏原市本郷４丁目１番28号　エクセルハイツA102
債務者　渡邉　　淳
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１４３号
大阪府柏原市本郷４丁目１番28号　エクセルハイツA102
債務者　渡邉　洋子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１８８号
堺市南区茶山台２丁３番15―203号
債務者　江利　健一
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１９６号
大阪府松原市阿保４丁目４番30―401号
債務者　森本　智子（旧姓大田）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２６２号
堺市北区中長尾町４丁４番26号　河野文化２F
債務者　山根雅寿こと　山根　雅壽
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２６８号
堺市西区津久野町１丁３番２―606号
債務者　寺田喜美子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２９０号
兵庫県川西市矢問１丁目21番26号
債務者　岡田　夢希
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３２６号
兵庫県宝塚市鹿塩２丁目６番23号
債務者　村崎　昭男
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４０３号
奈良市西大寺北町３丁目３番５号　小嶋マンション308号
債務者　岡田　京子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４２２号
奈良市南魚屋町９番地の１　メイプルコート中村パートⅡ205号
債務者　田近こと　松平　良子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４３０号
奈良県大和郡山市筒井町810番地25
債務者　前橋　美里（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４４５号
奈良県桜井市大字谷159番地の２　A―102
債務者　郡　　節子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４５０号
奈良県天理市平等坊町228番地３
債務者　菊川　　誠
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１３３号
鳥取県鳥取市馬場178番地の８、旧住所鳥取県鳥取市吉方温泉４丁目428番地
債務者　村田　勝也（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９１１号
広島県東広島市西条町寺家6642番地１　石川ハイツ103号
債務者　山根　武清
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
広島地方裁判所民事第４部